

指定を次のように行った。

平成16年4月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 芦北郡芦北町大字湯浦 245 番地 1
- 2 築造者の氏名 マツシタ不動産有限会社
- 3 道路の位置 芦北郡芦北町佐敷字向町 374 番 9 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 45.40 メートル
- 6 指定年月日 平成16年3月12日
- 7 指定番号 芦北企調第15号

#### 熊本県公告第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大開地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年4月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大開地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月6日から平成16年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
横島町役場

#### 熊本県公告第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（益田工区）土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業につき異議があるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年4月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営羊角湾周辺地区（益田工区）土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月6日から平成16年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
河浦町役場

#### 登載依頼

#### 熊本県収用委員会公告第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成16年4月5日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類  
国土交通大臣が起業者である事業  
一級河川菊池川水系木葉川改修工事（熊本県玉名市津留地内）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用道路付替工事  
熊本県知事が起業者である事業  
一級河川菊池川水系木葉川改修工事（熊本県玉名市津留地内から同県同市安楽寺地内まで）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県玉名市津留